

木津川市社会教育委員会 開催結果要旨

会議名	第5回 木津川市社会教育委員会		
日時	令和6年1月24日(水) 13時30分～14時10分まで	場所	市役所4階 会議室4-1
出席者	委員	■高原 和子 ■木村 勝 ■三上 かず子 □花田 康子 ■三谷 博之 ■橋本 京子 □井上 若菜 ■渡邊 素子 ■藤澤 正典 ■今井 清美 ■石田 康二 ■芝原 昌代 ■新谷 涼太郎 ■中川 嗣郎 ※□:欠席者	
	事務局	吉岡次長、東村課長、藤田課長補佐、秋元係長	
<p>1. 開会 高原委員長から開会にあたり挨拶があった。</p> <p>2. 議題</p> <p>①山城地方社会教育委員連絡協議会研修会の報告について 参加した委員(8名)から一言ずつ感想の報告を行った。また、石田委員から11月に宮崎県で行われた全国研究大会の報告があった。</p> <p>②条例改正について</p> <p>・木津川市公民館条例の一部改正について 資料を基に事務局より公民館条例の一部改正について、説明を行った。 (質疑なし)</p> <p>・木津川市体育施設条例及び木津川市都市公園条例の一部改正について 資料を基に事務局より体育館条例、都市公園条例の一部改正について、説明を行った。 (委員) これまでから、このような要望はあったのか。それとも今後を見越して、このようにしていこうとしているのか。 (事務局) 以前からスポーツ協会等から要望がある。 (委員) 基本的には行政の施設なので、一定の制限をかけたら良いと思うが、営利利用を認めることにより、市民が全然利用できないようにはならないか。 (事務局) 条例改正の主たる目的は、社会体育の振興である。今、個人や団体で使用されているが、そこにNPO法人が放課後に小学生向けのサッカー教室やフットサル教室をしたいという要望がある。教室等については、講師に対する報酬が発生するようなものは、今まで社会体育施設では利用できないという経過があり、それでいくと、例えば、地域の方が自主的に立ち上げたサークル等で、講師を呼んできて活動したいという場合、本市では駄目ですということ永続的にやっていくと、その活動が続いていかないというようなことにもなるので、スポーツ活動を継続させていくためには、専門的な指導ができる方を呼んでくる必要があり、今の流れとしては当然かな</p>			

と思っている。営利利用を認めることにより、いろんなメニューが増え、社会体育の振興、それは若年層から高齢者の方、主婦の方を対象にしたスポーツの振興に繋がるだろうと考えている。

一般利用の影響については、営利利用を認めることにより、市内市外問わず団体が独占して押さえることも懸念されるが、例えば、テニスコートで3面あるところについては、必ず1面は使えないようにし、1日に使える時間も最大4時間までにするといったことを内規で定めたいと考えている。また、一般利用の多い土日については、営利利用は不可とし、一般利用への影響が出ないように考えており、今の利用状況の分析と、これを施行後、半年とかの期間において、予約状況、使用状況を検証し、柔軟に対応していきたいと思っている。

3. その他

○令和5年度放課後子ども教室について

事務局から資料を基に今年度の教室の開催状況を説明した。

今後の予定とし、2月の「みのりっこひろば」について、多くのスタッフが必要であることから、出席できる方の確認を行った。

4. 閉会（引き続き生涯学習推進計画ワーキング委員会を行うため、挨拶なし）

※社会教育委員会後のワーキング委員会の最後その他において、社会教育委員会の議事録（今年度分）を市のホームページに掲載したことについて、説明を行った。

以上

その他特記事項	なし
---------	----